

# 利益相反 マネジメントポリシー



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第1版 2023年4月25日

<文管 2-34>

(目的)

第1条. 公益社団法人日本ビリヤード協会(以下「本協会」という)は、営利法人である企業や関連する団体との関わりについて適正に対応し、本協会との間で生じうる利益相反を適切に管理して本協会の組織運営及び事業執行の客観性、透明性を維持することにより、本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とし、利益相反マネジメントポリシー(以下「本ポリシー」)を定める。

(対象者)

第2条. 本ポリシーの対象者は、本協会の役員(理事、監事)・事務局員・各委員会委員・業務委託者等、本協会の取引に関与することができる者(以下「関係当事者」という)とする。

(定義)

第3条. 利益相反及び利益相反行為を次の通り定義する。

- (1) 利益相反とは、関係当事者の利益になると同時に、本協会の不利益となる状況にあるものをいう。
  - ① 経済的利益相反：関係当事者としての地位と、当該関係当事者が得る利益との間に社会通念上の関連性があり、当該関係当事者が当該利益を得ることによって、本協会に対する社会的信頼を害する危険のある行為をいう。
  - ② 責務違反：関係当事者としての本協会における地位に基づく責任ないし義務と、当該関係当事者の本協会以外の活動における責務とが相反している関係にあり、当該関係当事者が本協会以外の活動における責務を行うことによって、本協会に対する社会的信頼を害する危険のある行為をいう。
- (2) 利益相反行為とは、利益相反の状況をつくりだす取引等の行為をいう。

(責務)

第4条. 関係当事者は、利益相反行為を未然に防止するよう最大限の配慮及び客観的に必要とされる合理的な努力をしなければならない。また、万一利益相反が生じた場合にはその影響力を最小限にとどめるために、本協会から要請される事項について最大限協力をしなければならない。

(利益相反の管理)

第5条. 関係当事者が利益相反行為の可能性のある取引をしようとする場合は、関係当事者はその取引について重要な事実を開示する。理事会は、次のとおり利益相反行為を管理する。

- (1) 理事会は利益相反行為の該当性を判断する。
- (2) 理事会は利益相反行為に該当すると判断した場合には、当該利益相反行為を承認するか否かを判断する。

(判断基準)

第6条. 関係当事者の利益相反行為が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、本協会は、これを許容できないものと判断する。

(利益相反取引の原則禁止)

第7条. 関係当事者は、第3条に定める利益相反行為を、原則として行ってはならない。ただし、本協会理事会運営規程第4条12号に従い、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

(周知・公表)

第8条. 本協会は本ポリシーを本協会の関係当事者へ周知するとともに、外部に公表する。

(ポリシーの見直し)

第9条. 国内外の経済や社会の情勢の変化、スポーツ界を取り巻く情勢の変化、利益相反の事例等に応じて、本ポリシーの適宜見直しを実施する。

(改廃)

第10条. 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(その他)

第11条. この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

以上

